

岩手県告示第 306 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 身体障害者通所授産

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310100441	盛岡アビリティセンター	盛岡市青山四丁目 9 番 1 号	平成 20 年 3 月 31 日

2 知的障害者通所授産

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310100201	盛岡杉生園	盛岡市青山四丁目 9 番 40 号	平成 20 年 3 月 31 日